

# 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 11 月 12 日

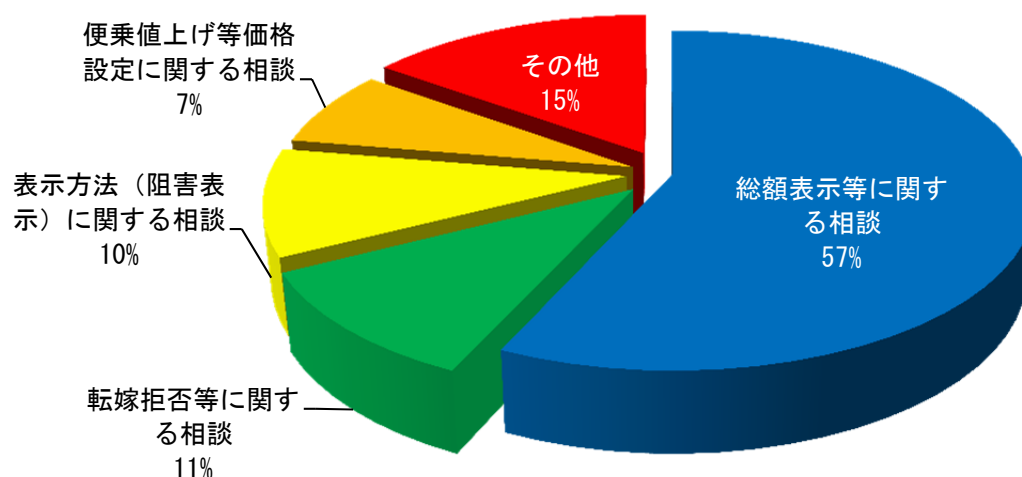
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 10 月(10/1～10/31)の相談対応状況は以下のとおり。

## 1 相談件数

10 月の相談件数：電話 176 件、メール 30 件

【相談内容（全 206 件）の内訳（※）】



## 2 相談例

### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 免税事業者である。今回、税抜価格表示が認められたとのことであるが、免税事業者の場合、消費者に対する価格表示は従来通りの価格表示でよいのか。

A. 消費税の免税事業者は、消費者との取引に課される消費税がありませんので、税抜価格を表示して別途消費税相当額を受け取るといったことは消費税の仕組み上予定されておりません。一方、免税事業者であっても仕入れ等において消費税額分を負担していますので、免税事業者の場合には、仕入れ等に係る消費税相当額を織り込んだ金額を消費者が支払うべき金額の総額として表示することが適切な表示となります。

Q. あるスーパーでは、商品の価格表示が商品によって「税込〇円」という表示と「本体価格〇円＋税」という表示が混在している。表示方法は統一すべきではないのか。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 22 件

A. 今般の消費税率の引上げに伴い設けられた消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています（総額表示義務の特例）。これにより、その価格が税込価格なのか、税抜価格なのかを消費者が商品等を選択する際に明瞭に認識できれば、同一店舗内であっても商品によって「税込〇円」、「本体価格〇円＋税」と表示することが可能となります。この特例は、消費税率の二度にわたる引上げに伴う事業者の事務負担等に配慮して設けられたものです。

消費者の方におかれましては、このような経緯を踏まえ、事業者が行う価格表示に御理解いただきますようお願いいたします。

なお、この特例を適用して税込価格によらない表示を行う事業者は、平成 29 年 3 月 31 日までの間で、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q. 消費者向けのパンフレットに当社が提供しているサービス料金について税込価格を表示している。消費税率が10%になることを見越して、今後作成予定のパンフレットには、「現在表示されている税込価格は消費税率8%で計算したものです。消費税率が10%に引き上げられた場合、10%で計算した金額で精算させていただく」旨の注意書きを付して対応したいと考えているが、注意すべきことはあるか。

A. 総額表示の義務付けは、課税事業者が消費者に対してサービスの提供や商品の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、これらサービスの提供等の時点で適用される税率に基づく税込価格を表示すること（総額表示）を義務付けるものです。

ところで、今般の二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

したがって、消費税率 10%適用後において、8%の税込価格表示が残る場合には、総額表示義務の特例を適用して誤認防止措置を講じていただく必要があります。

御照会のような対応も一つの方法だと思われそうですが、誤認防止措置を講じる場合には、そのサービスの提供等に係る価格が8%の税込価格なのか、10%の税込価格なのかを消費者がサービス商品等を選択する際に明瞭に認識できることが必要です。したがって、御照会のような対応を採る場合には、注意書きの記載が消費者にとって目に付きやすい場所に、明瞭に記載してある必要があります。

Q. 建設工事を営んでいるが、消費税率が10%に引き上げられた際にも、経過措置は設けられているのか。経過措置がある場合、指定日はいつになるのか。

A. 建設工事等の請負工事に係る適用税率についての経過措置は、8%への税率引上げ時と同様の内容が平成 24 年 8 月に成立した税制抜本改革法において既に定められており、お尋ねの指定日は、平成 27 年 4 月 1 日とされています（同法附則第 16 条により読み替えて準用される附則第 5 条第 3 項）。

経過措置等の消費税率の個別具体的な適用関係等につきましては、国税庁ウェブサイト (<http://www.nta.go.jp/>) で公表されている通達等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

なお、消費税率 10%への引上げについては、同法附則第 18 条に則って、平成 26 年中に判断を行うこととされています。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当社(特定事業者)は、保守点検サービスを取引先(特定供給事業者)に委託しているところ、他の

保守点検サービス事業者に比べて料金が高いため、消費税率の引上げを契機に保守点検サービスの提供に係る対価の引下げを要請したいと考えている。このような要請を行うことは、消費税転嫁対策特別措置法上の買ったたきに該当するか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が、従来の税込の委託代金に消費税率の引上げ分を上乗せした価格より低く定めることは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として同法上問題となります。

消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が単に従来の税込の委託代金が市価よりも高いことを理由として同法上の特定供給事業者に対して当該代金の引下げを要請することは合理的な理由があるとは言えず、同法上の「買ったたき」に該当します。

Q. 地方公共団体から指定管理事業者としてスポーツ施設の管理・運営を受託している事業者である。施設の利用者からもらう利用料が当方の収入となる。消費税率引上げに伴い、コストアップが生じているので、利用料の引上げを地方公共団体をお願いすることを考えているが、消費税率が10%になったときに検討すると言われ、利用料の引上げが認められないことを懸念している。

A. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、税負担の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処すべきものです。地方公共団体が、公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として収受させている場合については、御懸念されていることがないように、総務省から地方公共団体宛てに利用料に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるように必要な措置を講じることを求める通知が発出されております。

## ○ 阻害表示に関する相談

Q. オンラインショップで商品を販売している事業者である。商品を購入してくれた方に8%の消費税分をポイントとして提供し、次回の購入時に利用してもらうことを考えている。当社のウェブサイトはその旨案内したいと考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。

A. 事業者が「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」等の消費者等の取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことは、消費者が消費税を負担しなくてもよいとダイレクトにうたうものではありませんが、事業者が消費税分を補填しますと申し出ることによって、消費者が消費税を負担しなくてもよいかのように誤認させてしまうおそれがあることから、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

## ○ その他

Q. 総合相談センターでは、電話以外にどのような方法で相談を受け付けているか。

A. 総合相談センターでは、電話以外に総合相談センターのホームページ上の専用フォーム(メール)による相談も受け付けております。

(ホームページ上の専用フォーム : <http://www.tenkasoudan.go.jp>)

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2610